

**都市計画審議会条例** (昭和44年7月12日 宮城県条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、宮城県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で知事が任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験のある者 10人
  - 二 関係行政機関の職員 7人
  - 三 市町村長を代表する者 2人
  - 四 県議会の議員 3人
  - 五 市町村の議会の議長を代表する者 2人
- 2 前項第一号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会について準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成元年条例第13号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第69号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）

（清算金に代わる住宅等の給付）

第15条 施行者（土地区画整理法第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者に限る。以下この条から第17条までにおいて同じ。）は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の一部について換地を定めないことについて同法第90条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について所有権以外の権利（地役権を除く。）又は処分の制限があるときは、この限りでない。

2 施行者は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の全部について換地を定めないとについて土地区画整理法第90条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、次条第1項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等（住宅及びその敷地又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第4項に規定する共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利をいう。以下この条及び次条において同じ。）を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について当該住宅等を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利（次項において「先取特権等」という。）があるときは、この限りでない。

3 施行者は、土地区画整理法第90条の規定により換地を定めない宅地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者が同条後段の規定による同意に併せて、当該借地権について交付されるべき清算金に代えて、次条第1項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該借地権について当該住宅等を与えるように定めることができる。ただし、当該借地権について先取特権等があるときは、この限りでない。

4 前3項の規定により住宅又は住宅等を与える場合における清算については、土地区画整理法第94条後段中「前条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分」とあるのは「被災市街地復興特別措置法第15条第1項から第3項までの規定により住宅又は住宅及びその敷地若しくは建

物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第 4 項に規定する共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利」と、「当該建築物の一部及びその建築物の存する土地」とあるのは「当該住宅又は建築物の部分で住宅の用途に供するもの及び当該住宅又は建築物の敷地」とする。

- 5 第 1 項から第 3 項までの規定により換地計画において住宅又は住宅等が与えられるように定められた宅地の所有者又は借地権者は、土地区画整理法第 103 条第 4 項の公告があった日の翌日において、換地計画に定められたところにより、その住宅又は住宅等を取得するものとする。
- 6 土地区画整理法第 108 条第 2 項の規定は、前項の規定により住宅又は住宅等を取得させる場合について準用する。
- 7 施行者は、第 2 項又は第 3 項の規定により住宅等を与えるように定める換地計画を定め、又は変更したときは、当該住宅等の所在地を管轄する登記所に、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

#### （施行地区外における住宅の建設等）

第 16 条 施行者は、土地区画整理法第 2 条第 1 項の事業として、施行地区外において、前条第 2 項又は第 3 項の規定により住宅等を与えるべき旨の申出をした者ために必要な住宅等の建設又は取得（住宅又は住宅の用途に供する建築物を建設するため必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）を行うことができる。この場合においては、同法第 2 条第 4 項中「土地区画整理事業を施行する土地」とあるのは、「土地区画整理事業を施行する土地（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 16 条第 1 項前段に規定する住宅等の建設又は取得を行う土地を除く。）」とする。

- 2 前項の場合における同項前段に規定する住宅等の建設又は取得に関する事業についての土地区画整理法第 107 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、土地区画整理法第 107 条第 2 項及び第 3 項中「土地及び建物」とあり、及び同条第 4 項中「土地及びその土地に存する建物」とあるのは、「土地及び建物並びに被災市街地復興特別措置法第 16 条第 1 項の規定により施行者が建設又は取得をした住宅等」とする。
- 3 施行者が第 1 項の規定により施行地区外において住宅等の建設又は取得を行う場合においては、当該住宅等の建設又は取得に関する事業については、土地区画整理法第 72 条、第 73 条、第 79 条、第 81 条及び第 82 条の規定は、適用しない。

平成 25 年 10 月 30 日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

## 閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の 早期事業化に関する要望書

### □ 要望内容

東日本大震災から 2 年半以上が経ちました。その間、私たちは、仮設住宅や借り上げ住宅での暮らしがいつまで続くのか、閑上に戻れる日はいつ来るのか、土地の買い取りはいつになるのか、明確な答えを待ち続けてきました。

閑上地区の防災集団移転促進事業が 9 月 11 日に大臣同意を得て、ようやく前へ進み始めたことは喜ばしい限りです。一方、10 月に事業認可の予定となっていた土地区画整理事業の方は、宮城県都市計画審議会において提出された意見書に対する審議が難航し、二度にわたり継続審議となっています。

被災者にはそれぞれ異なる要望があり、それらを全て実現することは困難であると思いますが、添付署名簿が示すとおり多くの被災者が早期復興を望んでいるところであります。土地区画整理事業の事業認可は、被災者の生活再建への意欲を強く後押しするものであると考えますので事業の遅延は被災住民を落胆させるだけでなく、ようやく育まれてきた生活再建への希望の芽を摘み取ることにもなりかねません。

1 日でも早く被災者の生活再建が可能となるよう、早期に事業認可を得て、土地の買い取りや住宅地の造成、災害公営住宅の建設など速やかに事業着手していただきたいと思います。そして、魅力ある新たな閑上を住民とともに築き上げていけるよう、先の意見書に署名された方々の要望も真摯に受け止め、今後とも被災者に寄り添った復興を推進していただきますよう要望いたします。

閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の早期事業化を求める会

要望者代表 今野 義正



